平成２１年（フ）第６８号
福島県白河市細工町37番地９、前住所福島県白河市石切場53番地１市営１―204号
債務者　市川　みほ
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
福島県西白河郡西郷村大字柏野字湯泉17番地３
債務者　鑓水　節子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
群馬県桐生市境野町７丁目1787番地の75
債務者　森山　理恵
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０２２号
愛知県豊明市阿野町平地41番地１　メゾン渡辺101号
債務者　大林　伸好
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目18番15号
債務者　加藤　和恵
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０８号
三重県津市高野尾町1325番地
債務者　川本　梨恵
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３５号
三重県亀山市亀田町379番地48
債務者　井口　広志
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４６号
三重県津市白塚町5236番地１
債務者　新堂　節子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２２２号
滋賀県東近江市百済寺町160番地
債務者　三原　早苗
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１４１号
滋賀県彦根市大東町４番17―216号
債務者　山岸　　健
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８７０号
神戸市東灘区本山南町２丁目２番23号ソレイユ本山202号、従前の住所神戸市東灘区御影町御影字篠坪1411番地の１ロマネスク御影207号
債務者　有馬　由美（旧姓高倉）
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７号
兵庫県伊丹市中央５丁目２番６―405号
債務者　田口　史雄
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２５号
鳥取県米子市大篠津町3528番地３
債務者　小坂日出男
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２８号
鳥取県米子市福市1831番地市住35
債務者　白根百合香
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１４８号
鳥取県米子市両三柳1783番地
債務者　加納壽惠己
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第９５号
広島県尾道市向東町3970番地４　コーポハピネスＡ―101
債務者　前元　悟史
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
広島県尾道市向東町3970番地４　コーポハピネスＡ―101
債務者　前元さおり
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
愛媛県松山市苞木甲45番地７
債務者　西原　正人
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松山地方裁判所